

第1節 雪害対策

防災危機管理部 建設部 農林水産部 教育部 福祉保健部 市民生活部 関係各部

第1 災害予防

富山県は全国有数の豪雪地帯であり、また本市の一部は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯である。このため、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止又はその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを推進する。

1 道路施設等の整備

道路雪害予防のための道路施設の整備及び道路除雪のための除雪機械の整備に努める。

(1) 凍雪害防止事業

凍上又は融雪により路盤が破壊されるおそれがある主要道路について、路盤の早期改良に努める。

(2) 防雪事業

積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、若しくは自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向上防雪効果の著しい箇所で、上記凍雪害防止事業採択基準に準じる箇所について防雪柵、スノーシェッド、雪崩防止柵等の設置に努める。

(3) 除雪用機械の整備

道路除雪に必要な除雪機械の整備に努める。

2 雪崩防止施設等の整備

雪崩危険箇所（資料3-7、3-8参照）等で、雪崩の発生するおそれのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努める。

3 雪に強い都市機能の整備

都市基盤の整備にあたっては、堆雪帯の確保や消雪歩道など、特に冬期間の交通環境の改善に配慮した整備を推進する。

4 学校施設の整備

豪雪山間地帯における校舎等の保全を図り、危険校舎の改築、屋内運動場等の整備を図る。

5 道路除雪体制の整備

積雪時の道路交通の確保を図るため、道路除雪実施計画に基づき、市及び市内業者の除雪機械及び要員の確保等除雪体制の整備に努める。

6 雪害被害防止のための措置

沿道の倒木による被害を防止するため、倒木のおそれがある樹木を把握し、必要に応じて関係者の協力を得て伐採する等、被害の予防に努める。

また、標識や跨道橋等からの落雪による事故を防止するため、雪庇の状況を把握し、適時適切に雪庇除去を行う等、事故の予防に努める。

7 地域ぐるみ除排雪体制の推進

降積雪時においては、市民一人ひとりが力を出し合い、市と一体となって除排雪活動を行うことが必要であり、地域ぐるみの除排雪活動が円滑に実施されるよう日頃から自主的なコミュニティ活動の育成に努める。また、一人暮らし高齢者等の要配慮者に対する屋根雪おろしなどの支援体制づくりに努める。あわせて、市民に対して雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を示し、注意喚起に努める。

8 防災意識の高揚

雪等による被害を最小限にとどめるためには、市民をはじめ各防災関係機関等が、雪等に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。とりわけ、集中的な大雪が予想される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることから、自家用車の使用自粛及びバス等公共交通の利用促進を呼びかける等、市民への防災知識の普及啓発の推進に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第15節「防災知識の普及」に準ずる。

なお、3「市民に対する防災知識の普及」の「＜平常時から家庭に備えておくもの～例～＞」に、次の項目を加える。

- ・スコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等の車内の準備

第2 災害応急対策

豪雪に伴う交通の途絶、集落の孤立、雪崩災害等の被害軽減を図るため、関係機関は相互に連携を図り、市民と一体となった対策が必要である。このため、雪害発生時においては、県が作成した「災害級の大雪*時におけるタイムライン」に基づき、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、速やかに対応するものとする。また、災害級の大雪による被害が予想される場合には、外出そのものの自粛を呼びかけるものとする。

※災害級の大雪：顕著な大雪に関する富山県気象情報が発表される場合

なお、本節に記述のない事項は第2編第2章「災害応急対策計画」に準じて行うものとする。

1 雪等に関する予警報の種類、概要及び発表基準

気象業務法に基づいて富山地方気象台の発表する雪等に関する予警報は、次のとおりである。

(1) 注意報の種類、概要及び発表基準

種 類	概 要 及 び 発 表 基 準
風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されたとき。

大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には平地で6時間降雪の深さ15cm以上、山間部で12時間降雪の深さ35cm以上になると予想されたとき。
なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 (1) 24時間降雪の深さが90cm以上あったとき。 (2) 積雪が100cm以上で、日平均気温2℃以上と予想されたとき。
着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）により、通信線や送電線等に被害が発生するおそれがあるとときに発表される
霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。具体的には、最低気温が2℃以下になると予想されるとき。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、冬期は最低気温が－6℃以下になると予想されるとき。
融雪注意報	融雪により浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、次のいずれかが予想されるとき。 (1) 積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2) 積雪地域の日平均気温が9℃以上で、日平均風速が5m/s以上か日降水量が20mm以上

(2) 警報の種類、概要及び発表基準

種 類	概 要 及 び 発 表 基 準
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。具体的には、雪を伴い平均風速毎秒20メートル以上になると予想されたとき。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には平地で6時間降雪の深さ30cm以上、山間部で12時間降雪の深さ50cm以上になると予想されたとき。

(3) 特別警報の種類及び発表基準と指標

種 類	概 要
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 具体的には、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想された場合。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 具体的には、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想された場合。
雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸1日程度以上続くと予想された場合。 (富山市における50年に一度の積雪深は、富山162センチ、猪谷254センチ)

(4) 富山県気象情報

種 類	概 要
顕著な大雪に関する富山県気象情報	大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれるとき。

2 情報収集・連絡体制の強化

降雪、積雪により市民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるときは、防災危機管理課、道路河川管理課、福祉政策課、地域コミュニティ推進課、土木事務所、農林事務所、行政サービスセンター各課をはじめ、関係各所属は気象に関する予警報や積雪情報を参考に、情報収集、連絡体制を強化する。

3 伝達体制

第2編第2章1節 3「伝達体制」参照。

4 道路交通の確保

積雪時においては、市民生活、産業経済活動等のため、道路交通の確保が特に重要であり、「道路除雪実施計画」に基づき、適切かつ迅速な措置を行う。なお、状況によっては、主要バス路線や幹線道路などの交通確保を最優先に、次の事項について措置を講ずる。

ア 主要幹線や重要交差点など、除排雪作業の一層の強化を図る。

イ 除雪委託業者の除雪機械やオペレーター等の追加動員の確保を行い、速やかな除雪対応に努める。

ウ 道路パトロールを強化するなど、情報収集や関係機関との連絡体制の一層の強化を図り、必要に応じてこれらの情報を市民や通行車両に提供する。

エ 道路除雪担当外の部局に応援を求めるなど要員配備の調整により、道路除雪体制を強化する。

オ 特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

カ 優先的に除雪する路線については、主要バス路線や幹線道路などから選定し、「道路除雪実施計画」に定める。

5 臨時休校（園）等の措置

第2編第2章36節「文教対策」に準ずる。

6 雪害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、雪による市民生活の安定を図ることを目的に、次の基準により市雪害対策本部を設置し、被害状況を的確に把握するなど、雪害対策を総合的に推進する。なお、広範囲または甚大な被害が発生し、市災害対策本部が設置された場合には、雪害対策本部等の対策本部は市災害対策本部に包括される。

また、雪害対策本部の設置に至らない場合でも、雪害の発生が予想され、又はその対策を要するときは、必要に応じ、関係課による雪対策検討会（座長：防災危機管理課長）を開催し、対応策を検討する。

組 織	設 置 基 準
雪害対策本部	(1) 市内各地で雪害の発生が予想され、その対策を要するとき。 (2) 市の一部の地域に雪害が発生し、その規模及び範囲から見て雪害対策本部を設置し、その対策を要するとき。

※行政サービスセンターにおいては、当該地域の雪害対策を円滑に行うため、必要に応じて現地雪害対策本部を設置する。

(2) 組織及び本部員会議

ア 市雪害対策本部、現地雪害対策本部はそれぞれ本部長、副本部長、本部員をもってあてる。

イ 本部長、副本部長、本部員をもって本部員会議を構成し、被害状況の把握、雪害対策及びその推進について調整する。

ウ 組織、本部員会議の構成については、別に定める。

第3 災害復旧対策

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照。

第2節 航空災害対策

第1 災害予防

富山空港及びその周辺において、航空機の墜落炎上等の事故が発生することもあるため、航空機による災害に対する的確な対応が行えるよう、国・県及び関係機関との連携を図り、情報収集・伝達体制及び防災体制の整備を図る。

1 災害情報の収集・伝達体制の整備

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様な大量の災害情報が発生する。

このため、大阪航空局富山空港出張所、県、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト・ハード両面の仕組みを整備するよう努める。

市では、県総合防災情報システム等を活用して災害情報を収集し、関係機関に的確に伝達できるように、日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

2 災害応急活動体制の整備

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるように、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

3 防災訓練

航空災害発生時には、県、市、防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

第2 災害応急対策

富山空港及びその周辺において航空機災害が発生した場合、市は、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るための応急対策を、防災関係機関と連携して実施する。

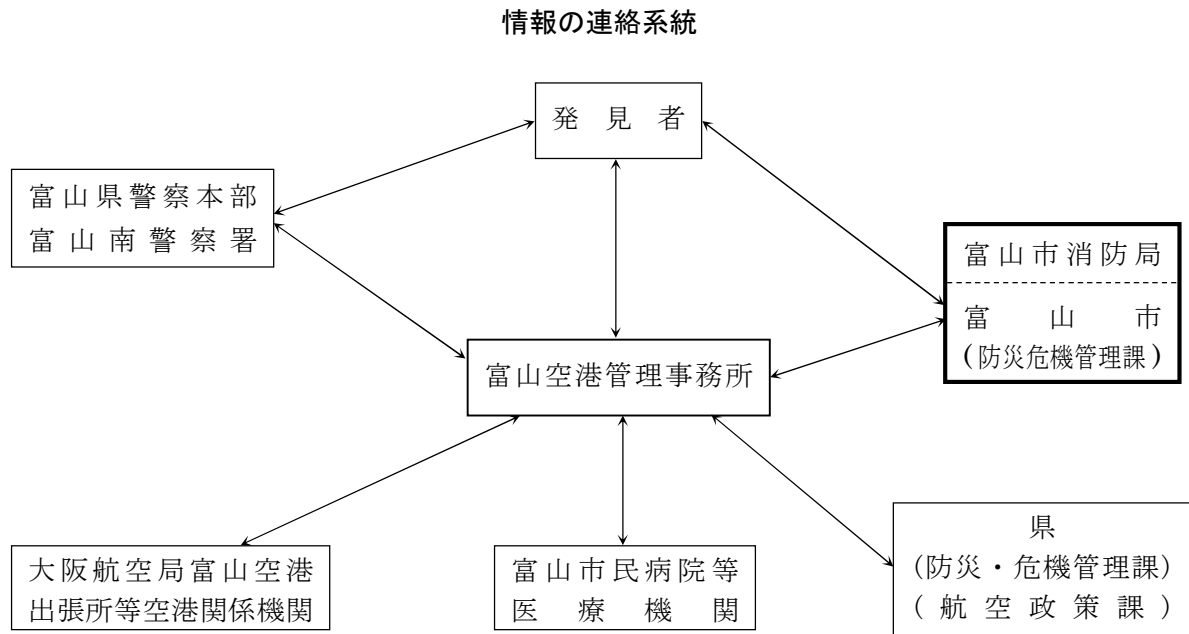
なお、市災害対策本部を設置しない場合で、避難所の開設等の対策を講じる必要がある場合は、第1編第7節「市災害対策本部の組織」に定める事務分掌に従って関係各部課が活動する。

1 災害情報の収集・伝達

市、県及び防災関係機関は、航空災害の発生に際し、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携のもと、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達に努め、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要の把握に努める。

このため、各防災関係機関は、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災

害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。



2 消火、救出救護活動

ア 消防局は、「富山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき消火活動、負傷者の救出救助活動を実施する。

イ 消防局は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するとともに、消防活動の円滑化を期するため、警察等の防災関係機関と連携して必要に応じ警戒区域の設定等を行う。

ウ 必要な場合は、緊急消防援助隊等の応援を要請する。

3 交通規制

建設部道路河川管理課は、警察と協議のうえ、必要に応じて空港に通じる道路及び周辺道路の通行の一時的な禁止又は制限を行う。

4 身元の確認等

多数の死者が発生した場合の身元確認等については、第2編第2章第29節「遺体の搜索、処理、埋葬又は火葬」を参照。

5 災害広報の実施

民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況について広報活動を行う。市民への情報提供にあつては、県等と協議し、窓口を一元化し、適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

第3 災害復旧対策

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照。

消防部 関係各部

第3節 危険物等災害対策

第1 災害予防

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）を未然に防ぐため、危険物等関係施設の管理者は当該施設の安全性の確保及び自主保安活動を促進する。市は、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

1 危険物等関係施設の安全性の確保及び自主保安活動の促進

危険物等施設の管理者は、災害による危険物等災害の未然防止、被害拡大防止のため、施設の安全性の向上を図るとともに、自主的な保安活動を推進するなどの防災体制を整える。

2 災害情報の収集・伝達体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。このため、市及び関係機関は迅速かつ確かな災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図るとともに、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりに努める。

3 災害応急活動体制の整備

危険物等施設を中心として、危険物等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき、効果的な応急対策を実施できるよう、市及び防災関係機関は防災体制を整備するとともに、県等の関係機関との相互連携体制を確立する。

4 防災資機材の整備

危険物等災害に備えて化学消火薬剤を備蓄するとともに、必要な防災資機材の整備を図る。

5 防災知識の普及・啓発

市は、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練やパンフレットのなどにより、防災知識の普及・啓発に努める。

第2 災害応急対策

危険物等災害が発生した場合、被害が広範囲にわたるおそれがあるため、県をはじめとする関係各機関と連携し、応急対策を実施する。

1 災害情報の収集・伝達

危険物等災害への対応を効果的に実施するため、相互の密接な連携の下に危険物の種類、性状、量、拡散状況等についてできるだけ正確かつ詳細な情報の入手に努めるとともに、関係機関との情報の共有化を図る。

2 災害応急活動体制の確立

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を

決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知するものとする。

3 危険物等の漏洩・拡大防止活動

(1) 危険物等大量貯蔵所

災害が発生した場合、危険物の火災、漏洩が考えられる。その場合、従業員はもとより地域住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程が定められ防災体制が強化されているが、災害時における被害を最小限におさえるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた的確な応急対策を講ずる必要がある。

ア 危険物等施設の管理者は、予防規程等に基づき火災、流出等の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講ずるとともに、速やかに消防に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急処置を行うものとする。

イ 危険物等施設の管理者は、状況に応じて消防機関など関係機関と密接な連携を図り、危険物の回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止する。

ウ 市長、消防及び警察は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民に、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行うものとする。

(2) 高圧ガス製造事業所等

高圧ガス製造所等が危険な状態となった場合、製造所等の責任者は危害予防規程に基づき応急措置を行うとともに、消防局等関係機関に通報する。災害発生を覚知した消防局は、防災関係機関及び製造所等の責任者と緊密な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難指示等を実施する。

(3) 毒劇物取扱施設

毒劇物保管施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出、しみ出し又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し又は発生するおそれがある場合、施設の責任者は危害を防止するための必要な措置を行うとともに、消防局、保健所等関係機関に通報する。災害発生を覚知した消防局は、防災関係機関及び施設の責任者と緊密な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、避難指示及び広報等を実施する。

4 救助・救急、医療救護及び消火活動

危険物等災害が発生した場合の救助・救急、医療救護及び消火活動に当たっては、当該危険物等施設の管理者と連携し、これを行う。

(1) 救助・救急活動

第2編第2章第14節「救助・救急」を参照。

(2) 医療救護活動

第2編第2章第15節「医療救護」を参照。

(3) 消火活動

第2編第2章第7節「消防活動」を参照。

5 災害広報の実施

災害広報の実施については、第2編第2章第8節「広報」に準じて行う。

第3 災害復旧対策

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照。

第4節 海上災害対策

防災危機管理部 消防部 建設部
農林水産部

第1 災害予防

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合及び船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各種対策を講ずる。

1 災害予防体制の確立

市は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制等、応急活動体制の確立を図る。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資器材等の整備促進に努める。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について強化を図る。
- (7) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。

ア 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

イ 漁業無線局の気象情報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

2 流出油等災害予防対策

市は関係機関と相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため前記1に加え、特に以下の点に留意しながら予防体制の確立を図る。

- (1) 海上保安部から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、市対策本部を設置する。
- (2) 前項の港内等への流入を防止することができない場合又は防止の暇がなく、港内等へ流入し漂流、漂着した場合には、時間の経過、あるいは、気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行う。

防除作業の基準は、次の要領で実施する。

- ア 定置網、養殖施設等に付着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行う。
- イ 少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行う。
- ウ 油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- エ 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- オ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- カ 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、市単独では、困難と認められる場合には、県等に対して応援要請を行う。また、報道機関に対し情報提供を行い、市民等周知に努める。

第2 災害応急対策

伏木富山港及びその周辺海域において船舶の座礁、接触、衝突、沈没等による災害並びにこれらの災害による大量の流出油事故及び流出油の火災が発生した場合、「富山県沿岸排出油防除協議会」に基づく関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた人命救助、消火活動等的確な対策を講じる。

なお、市災害対策本部を設置しない場合で、避難所の開設等の対策を講じる必要がある場合は、第1編第7節「市災害対策本部の組織」に定める事務分掌に従って関係各部課が活動する。

また、地震、津波その他の災害によって同様の対策が必要となった場合も、本計画に準じた対策を実施する。

1 人命の救助及び負傷者の搬送

消防局は、海上保安部等が行う人命救助に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。

2 消火及び延焼の防止

消防局は、海上災害が発生したときは、船舶又は流出油火災の発生に対処するため、必要に応じ消防艇及び消防ポンプ自動車等を出動させるものとし、火災が発生した場合は、消火活動を実施する。陸上の施設に延焼するおそれがある場合は、延焼防止の措置を講じる。

なお、緊急消防援助隊等の応援が必要な場合は、速やかに要請する。

3 沿岸住民等への周知

消防局及び防災危機管理部防災危機管理課は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、防災関係機関と連携のうえ、広報車、同報無線により市民等に周知する。

4 流出油事故対策本部体制

船舶等からの流出油が、本市海岸に漂着するおそれが生じ、被害の発生が予想されるとき、流出油事故対策本部を設置する。本部室、事務分掌は、市災害対策本部の例による。

第3 災害復旧対策

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照。

第5節 林野火災対策

第1 災害予防

本市面積の約7割を森林が占め、また、ひとたび林野火災が発生すると地形、水利等から消火活動は困難を極め、大規模な火災となるおそれがある。また、林野火災の発生原因の大半が人為的なものであることから、防火意識の高揚や啓発を図るなど、林野火災に強い地域づくりを推進する。

1 林野火災に強い地域づくり

- (1) 防火林道、防火森林の整備に努める。
- (2) 林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、小中学校生徒等を重点に、林野火災予防思想の普及、啓発を図る。
- (3) 森林所有者、地域の林業関係団体等による自主的な森林保全活動を推進する。

2 予防体制の強化

- (1) 森林レクリエーション施設等の設置者、管理者は、休憩所の吸殻入れや炊飯場所等における消火用具等の設置に努める。
- (2) 異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、火入れの規制を適正に行う。
- (3) 林業関係者、消防機関等は、林野火災予防のために密接な連携を図る。

第2 災害応急対策

1 消火活動

消防部は、林野火災の消火活動にあたっては次の事項を検討し、現地の状況及びその変化に応じた措置をとる。

- ア 部隊等の出動区域、順路等
- イ 携行する消防資機材
- ウ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- エ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- オ 応急防火線の設定
- カ 消防資機材の確保と補給方法

なお、市災害対策本部を設置しない場合で、避難所の開設等の対策を講じる必要がある場合は、第1編第7節「市災害対策本部の組織」に定める事務分掌に従って関係各部課が活動する。

2 広域応援要請・空中消火活動要請

林野火災が発生し、又は拡大に伴い、自らの消防力のみでは対処できないときは、県内の他の消防機関、相互応援協定市、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、広域航空消防応援、又は自衛隊の災害派遣を要請する（第2編第2章第7節「消防活動」参照）。

3 二次災害の防止

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

第3 災害復旧対策

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照。

第 6 節 原子力災害対策

防災危機管理部 消防部 建設部
関係各部

第 1 災害予防

富山県内には、原子力施設が存在せず、また、本市に最も近い志賀原子力発電所からは、50 km 以上離れており、緊急防護措置を準備する区域（「Urgent Protective Action Planning Zone」以下「UPZ」という。）の圏外となっている。

しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、最寄りの原子力発電所で原子力緊急事態が発生した場合に備え、市民の心理的動揺や混乱をできるかぎり低くするためには、想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるよう万全の体制を整備する。

なお、本節に定めるもの以外に必要な事項は、風水害等対策編及び富山県地域防災計画（原子力災害編）に準じて対応することとする。

また、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しても、本節に準じて措置するものとする。

1 防災指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、国（原子力規制委員会）の「原子力災害対策指針」（平成25年2月27日全部改正、以下「指針」という。）を十分に尊重するものとする。

※指針では、「UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30 kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね30 km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講じることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」としている。

2 災害の想定

(1) 放射性物質又は放射線の放出形態

指針における原子力発電所で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は、次のとおりである。

「原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるもの

の、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。」

(2) 対象となる原子力事業所

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住1	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kw	135万8千kw
原子炉型式	沸騰水型軽水炉（BWR）	改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）
熱出力	159万3千kW	392万6千kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン
装荷量	約64トン	約150トン
運転開始	平成5年7月30日	平成18年3月15日

（富山県地域防災計画 原子力災害編から抜粋引用）

(3) 予測される影響等

志賀原子力発電所から本市の市境までの距離は、最短で約50kmであり、UPZの圏外となっている。なお、指針には、「UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。」とされている。

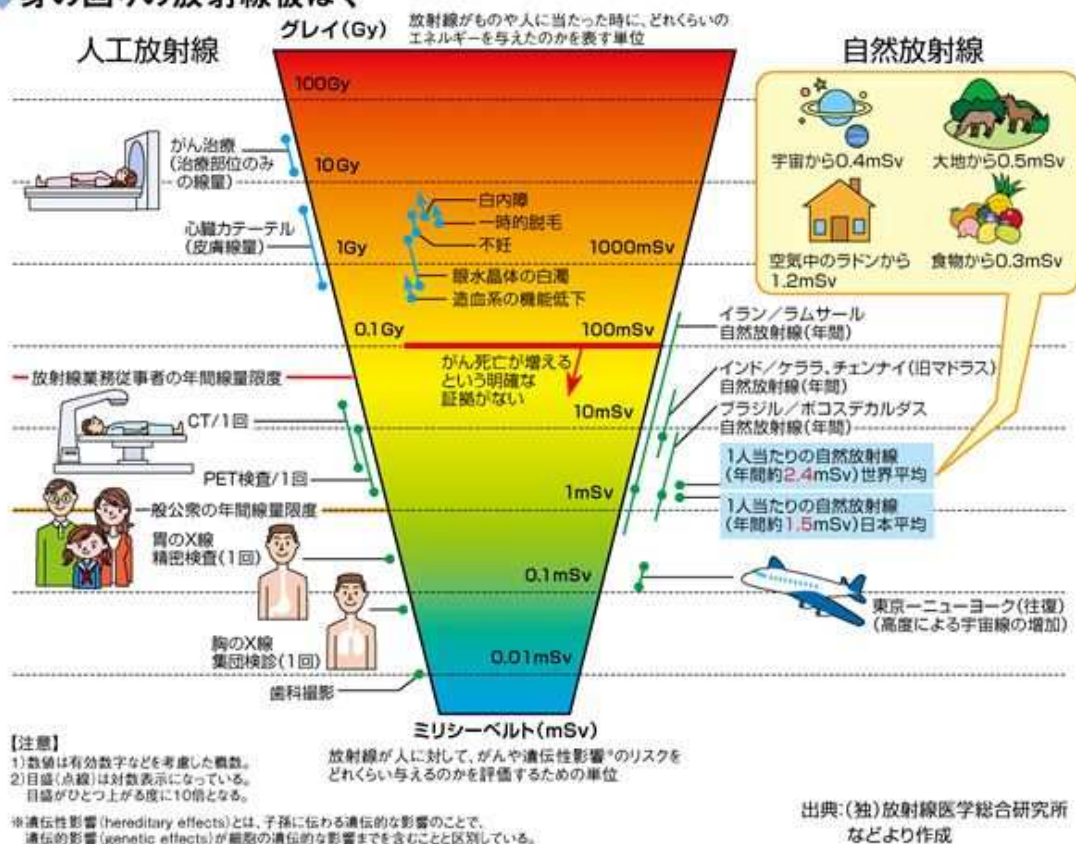
(参考 1) ■志賀原子力発電所周辺図■



富山県地域防災計画より

(参考 2) ■放射線とその影響■

◆身の回りの放射線被ばく



文部科学省放射線等に関する副読本高等学校生徒用 より

(参考3)

①原子力災害対策重点区域について

(イ) 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)

P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、後述するE A L に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るP A Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から3～5 k m の間で設定すること (5 k m を推奨) とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5 k m」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(ロ) 緊急防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)

U P Z とは、確率的影響のリスクを低減するため、後述するE A L、O I L に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るU P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から5～30 k m の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径30 k m」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

②緊急事態区分の判断基準について

緊急時活動レベル (Emergency Action Level : E A L)

原子力事業者が各種の緊急事態区分に該当する状況であるか否かを判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定されたもの。

具体的なE A L の設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すE A L の枠組みを踏まえ原子力事業者が行う。

③防護措置及びその判断基準について

運用上の介入レベル (Operational Intervention Level : O I L)

各種の防護措置の実施を判断する基準として、設定された、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表したもの

3 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 市は、原子力災害に対し万全を期すため、富山県、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

3 編 <雪害・事故災害等> 第6節 原子力災害対策

その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

- (2) 市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協力し、必要に応じ、車両などを活用する情報収集体制の整備を図る。
- (3) 市は、県及び関係市町村による連絡調整会議に参加し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。
- (4) 市は、特定事象^(※1)について、原子力事業者から富山県が連絡を受け、市に情報提供があった場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう準備する。また、警戒体制をとるためのマニュアル等を作成するなど必要な体制を整備する。
- (5) 市は、特定事象が発生した場合は、情報連絡室を設置する。

また、志賀原子力発電所に関して、原子力緊急事態宣言^(※2)が発出された場合、又は原子力災害時の応急対策にあたり市長が必要と認めた場合は、市原子力災害警戒本部を設置する。

- (6) 市は、国及び県の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路管理の充実を図る。
- (7) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及びその他関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

※1 特定事象 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により主務大臣等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域付近において政令基準（1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量）以上の放射線量を検出する場合などをいう。特定事象が発生した場合、オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設（志賀町に設置））で、原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される現地事故対策連絡会議が開催され、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整える。

※2 原子力緊急事態宣言 原子力事業所の区域付近において政令基準（1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量）以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう。（原災法第15条）原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部から組織される原子力災害合同対策協議会が開催され、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

4 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国、県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 市は、的確な情報を常に伝達できるよう、体制等の整備を図る。
- (3) 市は、国及び県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定める。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障害者、外国人その他の

要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

- (5) 市は、ホームページ（インターネット）、ケーブルテレビ等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

5 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

市は、県や関係機関と協力して、市民等に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のための広報活動を実施するとともに、県から必要な助言を受ける。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める（第2編第1章第14節「防災知識の普及」参照）。

6 防災業務関係者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

7 防災訓練の実施

市は、県の防災訓練への参加や、情報収集、広報等の訓練の実施に努める。

第2 災害応急対策

特定事象等において、県から連絡があった場合の対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合における緊急事態への応急対策を中心に定める。また、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本項の対策に準じて対応する。

1 原子力災害活動体制の確立

(1) 組織の体制

組 織	設 置 基 準	廃 止 基 準	配 備 体 制
情報連絡室	・ 志賀原子力発電所において特定事象発生の通報を受領したとき。	・ 原子力発電所の事故終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき ・ 原子力災害警戒本部が設置されたとき	必要な人員を配置し、主として情報収集にあたる体制

3 編 <雪害・事故災害等> 第6節 原子力災害対策

原子力災害 警戒本部	・原子力緊急事態宣言が発出された場合。 ・原子力災害時の応急対策にあたり市長が必要と認めた場合。	・原子力緊急事態解除宣言がなされたとき ・市長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなつたと認めたとき	各部の所要人員（防災危機管理担当含む）をもって、主として情報連絡及び警戒にあたる体制
---------------	---	---	--

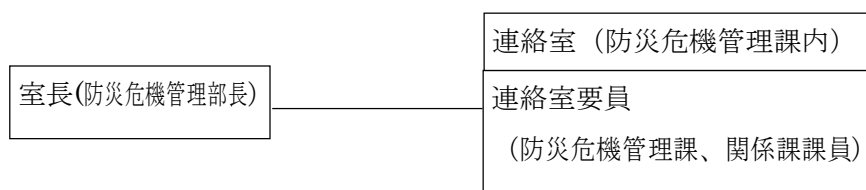
※初動対応を行う所属（班）にあつては、必要に応じた配備内容とする。

※市長は、事態の規模によって、特に必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。

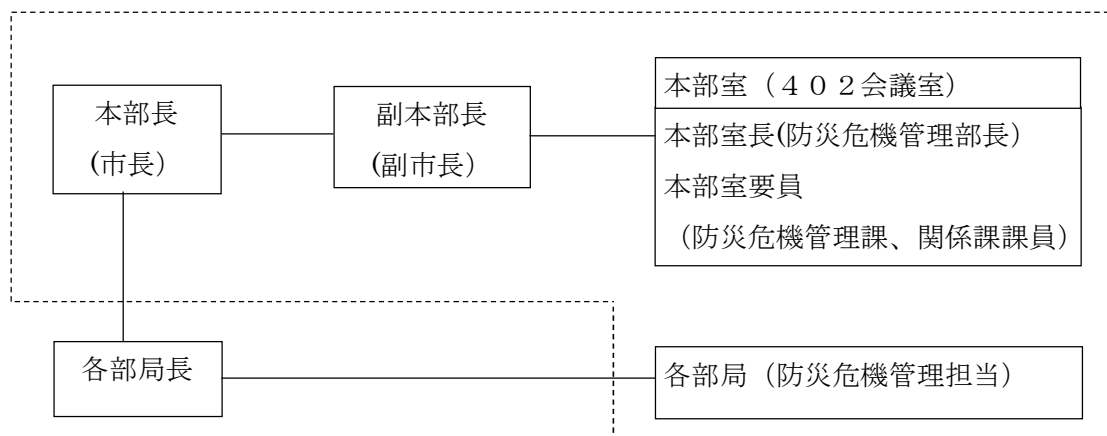
※各部局長は、事態の規模、発生 of 時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

※原子力災害の発生と同時に、自然災害が発生し、市災害対策本部が設置された場合には、原子力災害警戒本部は包括される

情報連絡室の組織図



原子力災害警戒本部の組織図



(2) 原子力災害警戒本部の分掌事務

原子力災害警戒本部の分掌事務については、第1編第7節「市災害対策本部の組織」に準ずる。

(3) 動員配備の伝達及び要員配備の調整

職員の動員配備の伝達及び応援要員配備のための調整については、第2編第2章第4節「動員配備」に準ずる。

2 防災業務関係者の安全確保

(1) 被ばく管理のための連携確保

市は、県と連携して、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行う。

(2) 防護対策

市は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、その管轄する防災業務関係者に対して、防護服、防護マスクなどの防護資機材の装備等必要な措置をとるよう指示する。

3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

富山県地域防災計画には、原子力緊急事態が発生した場合には、UPZ外においては、放射性物質の放出後、OIL1及びOIL2を超える地域が特定された場合には、下記の表1に基づき、避難や一時移転を実施するとされている。この場合、市は、市民等に屋内退避や避難指示を行う。

本市は、UPZの範囲外であり、原災法第15条の指示があった場合、県及び本市は、屋内退避・一時移転が必要かどうかについて、以下の方法や、第2編第2章16節にある方法を用いて住民に対して情報を提供することとする。(図1参照)

- (1) 県から報道機関を通じてラジオ・テレビや新聞などの報道や臨時のFM放送
- (2) 県警察を通じて警察署・交番等での情報提供や必要に応じてパトロールカーによる巡回、広報活動
- (3) 市消防局の広報車等による広報活動
- (4) 市の防災行政無線や広報車等の活用
- (5) 小中学校について、市教育委員会を通じて連絡
- (6) 県から必要に応じ、各防災機関や電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者に対して住民への適切な呼びかけを依頼
- (7) その他インターネット、ホームページを活用した情報提供

なお、情報提供にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の災害時要援護者に十分配慮するものとする。屋内退避、避難誘導に当たっては、県に情報の提供を求める。

表1 屋内退避及び避難等に関する指標

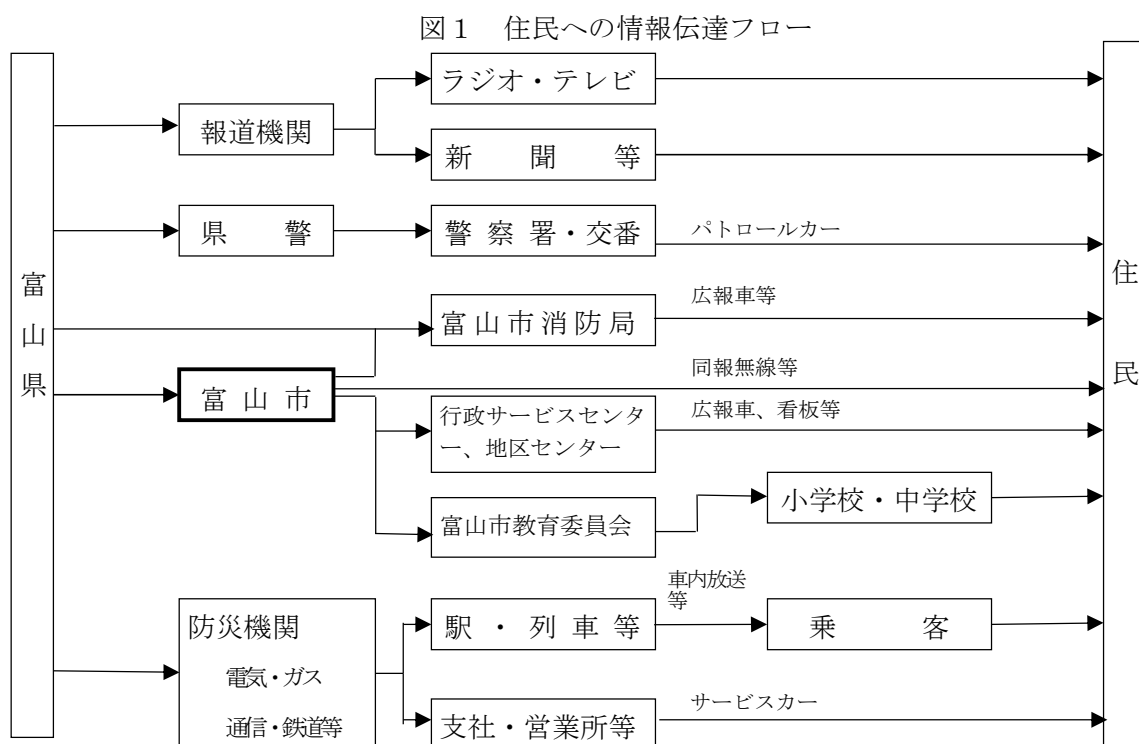
基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)

O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
---------	---	---	---

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※(富山県地域防災計画)より



4 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

防災指針においては、飲食物摂取制限及び出荷制限に関する指標を設けており、これに基づいて、国が必要な地域について指導、助言を行うこととなっている。

また、県が、必要な情報収集に努め、適切な対応を取れるよう体制を整備した場合には、市

はこれに協力するものとする。

5 緊急輸送活動等

市は、県及び防災関係機関と連携し、円滑な緊急輸送活動を実施する（第2編第2章第19節「重要道路の確保」参照）。

6 市民等への的確な情報伝達活動

(1) 市民等への広報

市は、市民等への情報提供を図るため、防災行政無線、有線放送、広報車等のあらゆる手段を用いて原子力災害に関する情報提供活動を実施する（第2編第2章第8節「広報」参照）。

(2) 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、県と連携して、必要に応じ、相談窓口の設置など速やかに市民等からの問い合わせに対応する（第2編第3章第1節「市民生活安定のための緊急対策」参照）。

第3 災害復旧対策

1 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得ながら、的確な情報提供により、対象原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

2 心身の健康相談体制の整備

市は、国及び県と連携し、住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第 7 節 火山災害対策

防災危機管理部 消防部 建設部
関係各部

第 1 災害予防

富山市の中心部から東南に約 3.5 km に位置する弥陀ヶ原火山は活火山であり、本市は平成 28 年 2 月に国（内閣府）から「火山災害警戒地域」に指定されたことを受けて、平成 28 年 3 月 30 日に富山県及び長野県、関係機関により組織された「弥陀ヶ原火山防災協議会」（以下「協議会」という。）に加盟しており、地域の特性に配慮しつつ、火山災害対策を行うこととする。本市は火山の噴火によって甚大な被害を受ける危険性は少ないものの、その規模によっては常願寺川河道内にて積雪期における融雪型火山泥流の影響を受ける恐れがあることから、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとることとする。

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、噴火警報等を迅速かつ確実に協議会、県、関係市町村及び関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、火山活動に関する異常現象が発見者から市や警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等への周知に努める。

2 災害応急体制の整備

市は、災害発生時に迅速かつ的確な対策を実施できるように、職員の非常参集体制を整備するとともに、災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3 防災業務関係者に対する研修

市は、火山災害対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等が実施する火山防災に関する研修を積極的に活用する。

4 防災訓練の実施

市は、協議会、県、関係市町村及び関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、火山災害発生時の対応手順の確認及び機関相互の連携体制についての強化を図る。

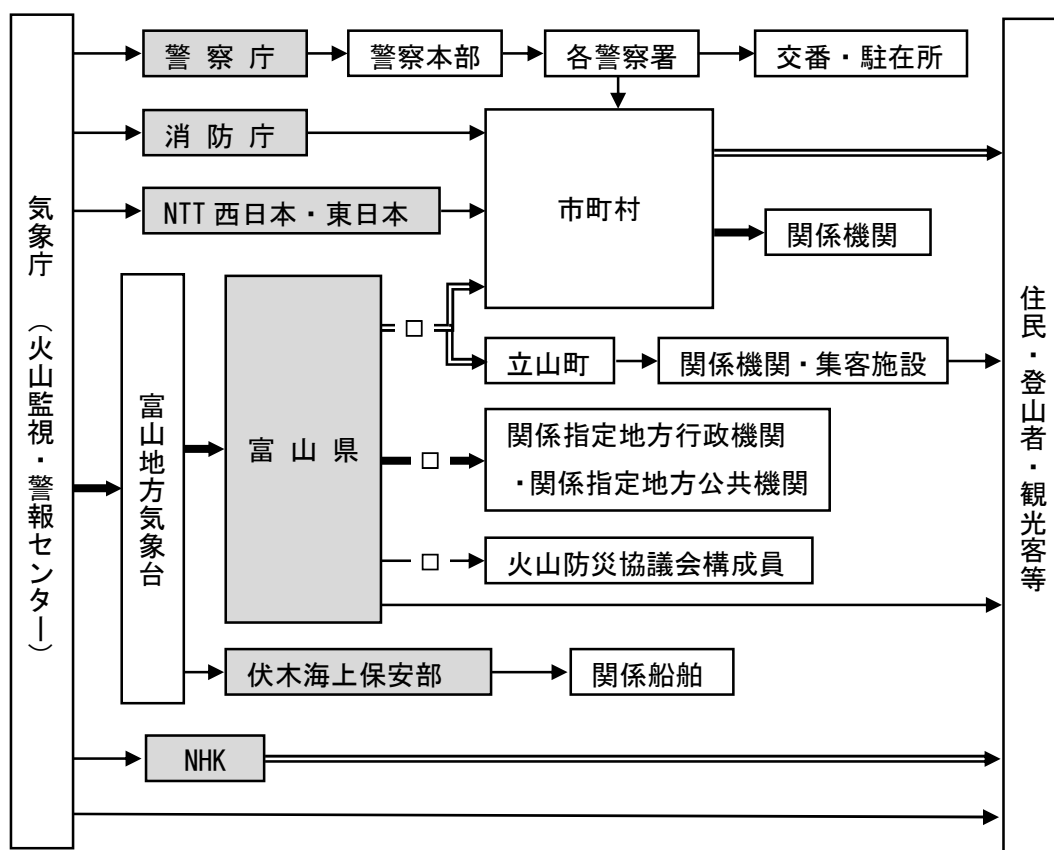
第 2 災害応急対策

弥陀ヶ原火山の火山活動が活発化し、噴火又はその恐れがあり、地域住民等に融雪型火山泥流の影響が及ぶと認められる場合には、速やかに到達が予想される地域に対し、警戒を呼びかける。また、近隣市町村からの広域避難も想定されることから、協議会にて作成している「弥陀ヶ原火山避難計画」に基づき、火山活動の推移に対応して行われる各機関の防災対策と連携を取りつつ、災害に対する適切な対策を行う。

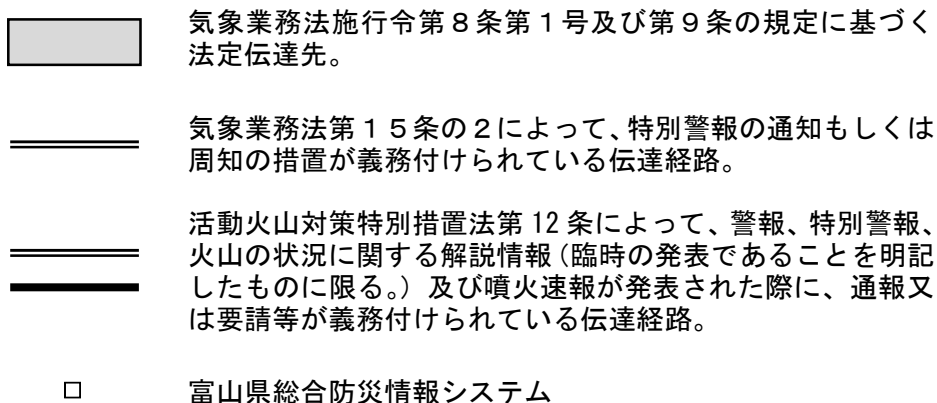
1 火山現象に関する警報・予報、情報等の伝達

弥陀ヶ原火山に噴火警報・予報等が発表された場合の伝達は、噴火警報等伝達系統図のとおりとする。

【噴火警報等伝達系統図】



(凡例)



2 災害情報の収集・伝達

市は、火山災害の発生に際し、災害応急対策を適切に実施するため、協議会、県、関係市町村及び関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確な災害情報の収集に努めるとともに、情報の共有化を図る。

3 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、地域住民及び施設等に危険が及ぶことが予想される場合、市民等への情報提供を図るた

3 編 <雪害・事故災害等> 第 7 節 火山災害対策

め、協議会、県、関係市町村及び関係機関と連携し、防災行政無線、広報車、ホームページ、SNS等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

4 異常現象発見者の通報義務

噴火、降灰、鳴動、地温の上昇等の弥陀ヶ原火山に関する異常現象を発見した者は、直ちに市若しくは警察に通報するものとする。なお、これにより難い場合には、富山地方気象台に通報する。

5 応急活動体制

火山災害が発生、あるいは発生すると予想される場合、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立など必要な体制をとる。

【市の活動体制】

種別	配備基準	配備体制
通常体制	① 火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② その他必要により市長が命令したとき	防災危機管理課：担当者
第 1 非常配備	① 火口周辺警報（レベル 2）が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② その他必要により市長が命令したとき	関係各課：数名 事態の推移に伴い、速やかに第 3 非常配備体制に移行し得る体制
第 2 非常配備	① 火口周辺警報（レベル 3：警戒範囲 1.5km）により、火山災害が発生すると予想されるとき又は発生したとき ② その他必要により市長が命令したとき	関係各課：概ね 5 割の職員 第 1 非常配備から第 3 非常配備に移行後、火山活動に更なる活発化が認められない又は低下傾向が認められる場合に移行する体制
第 3 非常配備	① 火口周辺警報（レベル 3：警戒範囲 2.5km）又は噴火警報（居住地域）（レベル 4 又は 5）により、火山災害が発生すると予想されるとき又は発生したとき ② その他必要により市長が命令したとき	関係各課：全員 災害対策に万全を期すため、当該災害に関係のある各課全員が当たる。

6 救助・救急活動

「第 2 編 風水害等対策編 第 2 章 第 14 節 救助・救急」に定める内容を準用する。

また、弥陀ヶ原火山避難計画「第3章 噴火時等の対応 4. (1) 救助活動の体制（合同調整所の設置）」及び「第3章 4. (2) 観光客、登山者等の救助活動」を参考にする。

7 避難情報等に関する事項

市は、噴火警報が発表され、融雪型火山泥流の発生が予想される場合には、影響を受ける恐れのある地域住民等に対し、弥陀ヶ原火山ハザードマップのほか各種ハザードマップを元に避難場所及び避難経路を定めることとし、影響範囲からの避難を指示・誘導するものとする。

第3 災害復旧対策

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照。